令和4年度デジタル庁調達改善計画の上半期自己評価 (概要)

1. 重点的な取組

- (1)情報システム調達の改善
 - ①汎用的な製品、オープンソフトウェアの活用 開発、構築が調達案件名に含まれる調達全 16 件において、特定の事業者しか供給できない製品を使用していない。
 - ②公募、技術的対話による新規参入事業者の確保 公募を行って契約した案件は9件となった。また、技術的対話を行って契約した案件は4件となった。
 - ③保守等契約への新規参入促進を図る環境改善 保守・運用の入札を行った全 13 契約において、50 日以上の公告期間 を設けた。
 - ④特定事業者継続契約の回避方策の検討 「デジタル庁情報システム調達改革検討会」の議論等も踏まえ、改善 策の事例等を検討する。
 - ⑤特定事業者継続契約への積極的な閲覧情報の提供 閲覧可能な設計書等がある場合、全て閲覧可能としている。
 - ⑥特定事業者継続契約への複数年度契約の適用 国庫債務負担行為を活用する契約を 12 件行った。

2. 共通的な取組

(1)調達改善に向けた審査・管理の充実

随意契約審査会で審査し62件契約した。そのうち競争性ある随意契約7件(企画競争、技術的対話を含む)、公募9件となった。

(2)調達事務のデジタル化の推進

入札した 106 件のうち電子入札は 85 件 (80.2%) 入札した 106 件のうち電子契約は 50 件 (47.2%)

令和4年度の調達改善計画									令和4年度上半期自己評価結果							
重点的 共通的 な取組 な取組		具体的な取組内容	重点的な取組の 選定理由	***	取組の	取組の目標			取組の 開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施	実施において	今後の計画に反映する
				難易度	開始年度	(原則、定量的に記載)	目標達成 予定時期					定量的	定性的	時期	明らかとなった 課題等	際のポイント
0	情報システム調達の改善	【汎用的な製品、オープンソフトウェアの活用】 新規システムの調達案件においては、特定の事業者しか供給できない製品(ハードウェア、ソフトウェア)ではない、汎用的な製品をオープンソフトウェアを調達品目とし、改修、保守・連用フェーズにおいての競争性を確保する条地がないか検討を行う(個々のシステムの活用の目的・状況に応じ、セキュリテムの確保、利使性や効率性の維持に問題はないかといった観点も踏まえ判断)。	、は、 注 を通 策方:の報)法図 間の既, とせ の 間にいった は 等性位 な 間もにった 度 間受事度 P 務 2 に は 等性位 な 間もにった は 等性 位 な 間もにった とせ の 間にいった に は 等性 位 な 間もにった とせ の 間にいった に は 等性 位 な 間もにった とせ の 間にいった に は 等性 位 な 間もにった とせ の 間にいった に は 等性 位 な 間もにった とせ の 間にいった に は 等性 位 な 間もにった とせ の 間にいった に は 等性 位 な 間もにった とせ の 間にいった に は 等性 位 な 間もにった とせ の 間にいった に は 等性 位 な 間もにった に は 等性 位 な 間もにった とせ の 間にいった に は 等性 位 な 間もにった とせ の 間にいった に は 等性 位 な 間もにった とせ の 間にいった に は 等性 位 な 間もにった に は 等性 位 な 間 で に は 等性 位 な に の に の に な に な に な に な に な に な に な に		R4 -	情報システム調達の競争性性確保の向上と特定事業者継続案件の改善	R55まで 3月まで	A÷	R4	新規システムの調達案件においては、特定の事業者しか供給できない製品(ハードウェア、ソフトウェア)ではなく、汎用的な製品やオープンソフトウェアを調達品目とし、改修、保守・連用フェーズにおいての競争性の確保を行った。	A	9月までに契約した情報システムに関連 した入札のうち、開発、構築が調達案件 名に含まれる16件において、特定の事 業者しか供給できない製品を使用して いない調達を行った。	-	3	仕様書において、「特定の事業者しか供給できない製品を使用しない こと」を記載している項目等が統一されていないため、事業者にわかり こくい恐れがある。	
		【公募、技術的対話による新規参入 事業者の確保】 随意契約により特定の事業者が受法 を続けている調達案件については、 公募により新規参入事業者に機会を 与えるとともに、真にやむを得ない随意 意契約の妥当性を担保する。また、 複数事業者と対話を通じて調達達士 を見直す技術的対話による調達走 契約方法に関する試行運用のための 骨子(令和元年5月29日各府省情報 化統括責任者(に10)連絡会議決定)						A+	R4	随意契約により特定の事業者が受注を 続けている調運案件については、公募 により新規参入事業者に機会を与える とともに、真にやむを得ない随意契約 の妥当性の担保を行った。また、複数 事業者と対話を通じて調達仕様書を見 直す技術的対話による調達方法)の活 用も行った。		9月までに公募を行って契約した案件は 9件、複数事業者と対話を通じて調達仕 採書を見直す技術的対話を行って契約 した案件は4件となった。	-	1 1	特定の応札者となっている案件に ついては公募等を行うことの検討を 早期にすることが必要。	
		(会和3年度時点で試行運用中)の活 【保守等契約への新規参入促進を図 る環境改善】 情報システムの保守・運用契約の調 連案件において、新規参入事業者の参加を阻害しないよう、公告期間、既 存事業者との業務の引き継ぎ、パウ ハウの蓄積のための十分な期間。 確保を行う。なお、案件によっては、 新規参入事業者の引き継ぎ等の期 簡を十分なものとするよう既存契約と 新規契約の切り替え時期を重複させ るなどの調達の工夫も検討する。						A÷	R4	情報システムの保守・運用契約の調達 案件において、新規参入事業者の参加 を阻害しないよう、公告期間、既存事業 者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄 積のための十分な期間の確保を行っ た。なお、案件によっては、新規参入事 業者の引き継ぎ等の期間を十分なもの とするよう既存契約と新規契約の切り 替え時期を重複させるなどの調達の工 夫も行った。	A	9月までに情報システムの保守・運用の 契約を行った13件において50日以上の 公告期間を設けた。	-	R4年 9月	-	引き続き計画に記載することを検 討
		【特定事業者継続契約の回避方策の 検討】 特定事業者が契約を継続している調 達案件については、以下のような事 例を参考に回避の方策を検討し、そ の実現に努める。解消に至らなかっ た場合には、事後にその理由を分析 し記録に残す。(記録後は有識者に 意見を求める等解決のための分析に 努める。) (検討事例)システム改修を一括では なぐ分離発注する。運用業務から東等 等アプリケーション修言対応・修工等 を分離するなどして定常的な運用業 務を調達施配とし既存事業者の優位 性の低減を図る。						A+	R4	特定事業者が契約を継続している調達 案件については、事例を参考に回避の 方策を検討し、その実現に努める。 消に至らなかった場合には、事後にそ の理由を分析し記録に残す。		-	特定事業者が契約を継続している調達 案件の改善策の事例等については、 「デジタル庁情報システム調達改革検 討会」の議論等も踏まえて行う。	R4年 9月	-	引き続き計画に記載することを検 討
		【特定事業者継続契約への積極的な関策情報の提供】 特定事業者が契約を継続している調達案件については、設計書等を入札時に準備するとともに、ペンダーチェンジの難しい運用・保守業務については、運用マニュアル等のドキュメントも閲覧資料として準備する。						A+	R4	特定事業者が契約を継続している調達 案件については、設計書等を入札時に 準備するとともに、ベンダーチェンジの 難しい運用・保守業務については、運 用マニュアル等のドキュメントも閲覧資 料として調達を行った。		-	閲覧可能な設計書や運用マニュアル等のドキュメントがある場合、全て閲覧可能とするよう調達手続きマニュアルに記載し指導している。		-	引き続き計画に記載することを検 計
		【特定事業者継続契約への複数年度 契約の適用】 特定事業者が契約を継続している調 達案件については、新規事業者が受 注後に知識の習得、作業プロセス等 の定義に大きなコストを要し、単年度 受注では、採算割れも想定され競争 性が確保できないことから、国庫債券 負担行為を活用した契約期間の複数 年度化を図る。						A+	R4	特定事業者が契約を継続している調達 案件については、新規事業者が受注後 に知識の習得、作業プロセス等の定義 に大きなコストを要し、単年度受注で は、採算割れも想定され競争性が確保 できないことから、国庫債務負担行為を 活用した契約期間の複数年度化を行っ た。		9月までに国庫債務負担行為を活用した契約期間の複数年度化を行った契約締結した案件12件となった。	-	R4年 9月	-	引き続き計画に記載することを検 計
0	調達改善に向けた審査・管理の充実	随意契約を行おうとする場合は、「随意契約審査委員会」において、真に 随意契約審査委員会」において、真に 随意契約であるべきか法的根拠も含 めた事前審査を行うとともに、競争性 のある調達方式に移行できないかの 検討を行う。		A	R4	随意契約による契約要請が あれば実施し、検討結果を記 録として蓄積する。	R5年 3月まで	A	R4	随意契約を行おうとする場合は、「随意 契約審査委員会」において、真に随意 契約であるべきか法的根拠も含めた事 前審査を行うとともに、競争性のある調 達方式に移行できないかの検討を行っ た。		令和4年度調達案件の随意契約審査委員会において、真に随意契約であるべきか法的根拠も含めた事前審査を行い、その結果、9月までに随意契約を62 供締結した。そのうち競争性のある随意契約は7件(企画競争、技術的対話を含む)、公募9件となった。	-	R4年 9月	-	引き続き計画に記載することを検 討
		入札等監視委員会で調達に関する改善案を提案された場合、同委員会において講じた措置を報告する。				年2回開催する同委員会において提案された改善策について、調達改善に反映し、その内容を報告		A	R4	入札等監視委員会で調達に関する改善案を提案された場合、同委員会において講じた措置を報告する。	С		本年11月開催の入札等監視委員会が 初開催となる。その場で委員会から提 案された改善策について今後の調達改 善計画に反映を検討していく。		-	引き続き計画に記載することを検 討
0	調達事務のデジタル化の推進	電子調達システムによる入札・契約 手続の更なる利用促進を図るため、 紙での入札や契約を希望する事業者 に対しては、電子入札・電子契約に 対応できない理由、電子調達システ ムの利用可能自途等の確認を行う。		А	R4	電子調達システムを活用し、 電子応礼率・電子契約率を向 上させることを目標とする。	R5年 3月まで	A	R4	電子調達システムによる入札・契約手 続の更なる利用促進を図るため、紙で の入札や契約を希望する事業者に対し ては、電子入札・電子契約に対応でき ない理由、電子調達システムの利用可 能目途等の確認を行う。	A	令和4年4月から令和4年9月までに契 約した入札案件106件のうち、電子入札 が実施されたのが85件となった。 (80.296) また、入札案件106件のうち電子契約で 50件締結した。(47.296)	-	R4年 9月	-	引き続き計画に記載することを検 討

別紙2

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があった と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)				
			定量的	定性的			
・ETCカードでの高速料金の支払いに際してクレ ジットカード決済を実施	新規		-	・ETCカードでの高速料金の支払いに際してクレジットカード決済を実施だけでなく、海外出張の立替払いにもクレジットカードを導入し、事務の効率を行った。			
・会計事務にかかる手引き書の整備、共有を図り、職員の資質向上を図り、業務の効率化を行う。	新規	Ο	-	・会計事務にかかる手引き書「調達事務手続きマニュアル」の整備、職員向けの勉強会を開催し、共有を図った。また、「調達事務手続きマニュアル」をHPに公表し、デジタル庁の事務手続きが事業者にも参照できるようにし、業務の効率を行った。			